仁達第百五十二号

郵便為替規則中改正ノ件

郵便為替規則中改正ノ件ヲ左ノ如ク定ム

第一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第三十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第三十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第三十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第三十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第三十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第三十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第三十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第三十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第三十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第三十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第四十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第四十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第四十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第四十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第四十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第四十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第四十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第四十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第四十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第四十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第五十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第五十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第五十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第五十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第五十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第五十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第五十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第五十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第五十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第五十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第六十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第六十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第六十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第六十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第六十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第六十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第六十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第六十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第六十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第六十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第七十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第七十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第七十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第七十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第七十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第七十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第七十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第七十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第七十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第七十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第八十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第八十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第八十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第八十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第八十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第八十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第八十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第八十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第八十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第八十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第九十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第九十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第九十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第九十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第九十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第九十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第九十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第九十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第九十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第九十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百二十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百二十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百二十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百二十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百二十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百二十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百二十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百二十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百二十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百二十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百三十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百三十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百三十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百三十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百三十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百三十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百三十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百三十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百三十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百三十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百四十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百四十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百四十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百四十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百四十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百四十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百四十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百四十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百四十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百四十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百五十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百五十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百五十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百五十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百五十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百五十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百五十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百五十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百五十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百五十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百六十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百六十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百六十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百六十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百六十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百六十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百六十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百六十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百六十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百六十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百七十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百七十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百七十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百七十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百七十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百七十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百七十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百七十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百七十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百七十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百八十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百八十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百八十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百八十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百八十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百八十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百八十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百八十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百八十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百八十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百九十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百九十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百九十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百九十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百九十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百九十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百九十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百九十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百九十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第百九十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百二十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百二十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百二十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百二十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百二十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百二十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百二十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百二十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百二十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百二十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百三十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百三十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百三十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百三十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百三十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百三十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百三十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百三十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百三十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百三十九条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百四十条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百四十一条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百四十二条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百四十三条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百四十四条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百四十五条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百四十六条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百四十七条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局ニ送付スルモノトス

第二百四十八条 郵便為替ハ郵便局ニ於テ金銭ヲ預リ其ノ金額ヲ他ノ郵便局